

静岡市契約後V E実施要領

1 趣旨

この要領は、静岡市が契約後V Eの対象となる建設工事を発注する際に、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領における「契約後V E」とは、契約締結後に設計図書に定める工事の目的物の機能及び性能等を低下させることなく請負代金額の低減が可能な施工方法等に係る設計図書の変更について行う提案（以下「V E提案」という。）を受け付け、設計変更を行うことができる方式をいう。

3 対象工事

(1) 静岡市が発注する建設工事のうち、次に掲げる建設工事を対象とする。

ア 原則、請負対象設計金額1.5億円以上の建設工事

イ 上記以外の工事のうち、民間の技術開発の著しい工事又は施工方法等について固有の技術を有する工事で、V E提案があることが見込まれる建設工事

(2) 前号の規定に関わらず、次に掲げる建設工事は対象としない。

ア 補助金、受託金及び工事負担金等の特定財源をその工事財源に充てている場合で、その特定財源の支出者と契約後V Eの施行についての了解がとれていない建設工事

イ その他、契約後V Eを導入することについて、工事執行上支障がある建設工事

4 提案を求める範囲

V E提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わない範囲とする。

なお、次の提案は、V E提案の範囲に含めないものとするが、工事の実情に照らし個別に定める。

(1) 工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(2) 静岡市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第18条に基づき条件変更が確認された後の提案

(3) 入札時に競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(4) 請負代金額の縮減額が設計金額ベースで50万円未満の提案

5 提案の提出

- (1) 受注者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書（様式－1～4）に記載し、提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容と、V E提案の内容の対比及び提案理由
 - ② V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む。）
 - ③ V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
 - ⑤ その他、V E提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- (3) V E提案の提出期間は、原則として、契約の締結日から当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までとする。
- (4) 提案の回数は原則として1回とするが、工事の実情に照らして適宜対応することができるものとする。

6 提案の審査

- (1) V E提案を受けた場合は、工事発注課長、工事発注課副主幹級以上3名以上、技術政策課長、技術政策課契約後V E担当者にて提案の審査を行う。なお、各課長は課長相当職（参事級）、副主幹級以上は主査級以上で代理を可能とする。

また、特別に専門的な知識を必要とする場合は学識意見聴取を可能とする。
- (2) 審査は、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等について行う。

7 提案の採否の通知

- (1) 発注者は、V E提案の採否については、原則として、V E提案の受領後14日以内に書面（様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- (2) V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知する。
- (3) 受注者は、発注者に対し評定等について説明を求めることができるものとする。

8 設計変更等

- (1) V E提案が適正と認められた場合において、発注者は設計図書の変更を行う。
- (2) 前項により設計図書の変更を行う場合で必要があるときは、発注者は請負代金額を変更するものとし、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額をV E管理費として計上するものとする。
- (3) V E提案が適正と認められた後、約款第18条の条件変更が生じた場合、V E管理費については、原則として変更しないものとする。

9 提案内容の保護

V E 提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

10 責任の所在

発注者がV E 提案等を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

11 提案書類の作成費用

V E 提案書類の作成に要した一切の費用は、受注者の負担とする。

12 入札公告に明示する事項

対象工事は、入札公告に、次の事項を明示すること。

ア 契約後V E の対象工事であること

イ 詳細を特記仕様書で明記していること

13 施行日

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

様式-1

提出日：平成 年 月 日

V E 提 案 書

発注者

様

受注者

住所

氏名

印

契約後 V E 特記仕様書に基づき V E 提案書を提出いたします。

工 事 件 名 :	連 絡 者		
契 約 番 号 :	氏 名		
契 約 締 結 日 :	TEL FAX		
V E 提 案 の 概 要			
番 号	提 案 内 容	概 算 低 減 額 : 千 円	当 該 箇 所 施 工 予 定 日
概 算 低 減 額 合 計			

注) 記入欄が不足する場合は、V E提案の概要部分のみを別紙として添付してください。

なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものとする。

様式-2

番号		提案内容	
----	--	------	--

(1) 設計図書に定める内容と，V E 提案の内容の対比	
[現状]…略図等	[改善案]…略図等

(2) 提案理由

(3) V E 提案の実施方法（材料仕様，施工要領等を記入）

(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）

(5) その他（他機関での実績、静岡県の新技術やNETISへの登録状況など）
--

様式－４

番号		提案内容	
----	--	------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

